

ETCコーポレートカード申込規約

第1条 (総則)

本規約は、トヨタファイナンス株式会社(以下「トヨタファイナンス」という)が発行するETCコーポレートカード(以下「ETCカード」という)の取扱条件・業務運用等に関し、定めるものとする。

第2条 (コーポレート会員)

- トヨタファイナンスは、トヨタファイナンス所定の手続きによりETCカードの入会申込をし、トヨタファイナンスが認めた法人(以下「コーポレート会員」という)に対しETCカードを発行し、コーポレート会員の役員または従業員(以下「カード利用者」という)の利用に供するものとする。
- トヨタファイナンスおよびコーポレート会員は、本規約を誠実に履行し、ETCカードに関する業務の適性かつ円滑な運営を図るため、堅密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

第3条 (貸与条件)

ETCカードは、社用経費支払いを主たる利用目的とし、コーポレート会員の役員および従業員が利用することを貸与の条件とする。

第4条 (管理責任者等)

- コーポレート会員は、ETCカードの運営に必要なコーポレート会員の諸業務およびトヨタファイナンスとの連絡ならびに調整を行う管理責任者を選任し、トヨタファイナンスに届け出るものとする。
- トヨタファイナンスは、ETCカードの運営に関しコーポレート会員との連絡ならびに調整を行う担当窓口を設置してETCカードの業務運営にあたるものとする。

第5条 (ETCカードの運営に関する業務)

ETCカードの運営に関し、トヨタファイナンスとコーポレート会員が行う基本的業務は次のとおりとする。

(コーポレート会員の業務)

- ETCカードのトヨタファイナンスからの受領
- ETCカード利用代金の支払に関するトヨタファイナンスとの諸調整
- その他、ETCカードの円滑な運営のために必要な諸業務
(トヨタファイナンスの業務)

- ETCカード更新・再発行に対する審査・判定
- ETCカードの発券および貸与
- ETCカードに関する入会・諸変更、退会等の登録および管理
- コーポレート会員情報の保有・管理
- その他クレジットカード業務全般

第6条 (発行および更新)

- コーポレート会員は、コーポレート会員においてETCカードが必要であると認めた部署・組織等(以下「利用対象部署」という)に応じて、トヨタファイナンス所定の「ETCコーポレートカード発行申込書」に必要事項を記入し届出印を捺印のうえ、これをトヨタファイナンスに提出する。
- トヨタファイナンスは、ETCカード発行申込について、所定の記入事項を確認の上、当該カードの利用対象部署を認定し、コーポレート会員に対しトヨタファイナンスの定めた意匠・仕様のETCカードを貸与する。
- トヨタファイナンスは、ETCカードの有効期限到来前に、コーポレート会員に対する有効期限を更新したETCカード(以下「更新カード」という)を発行し、送付する。

第7条 (会員規約)

ETCカードの取扱いに関するコーポレート会員とトヨタファイナンスとの間の権利義務関係については、トヨタファイナンスが別途定めコーポレート会員に交付する「ETCコーポレートカード会員規約」(以下「会員規約」という)によるものとする。ただし、会員規約と本規約の双方に定めのある事項については、本規約の規定が優先して適用されるものとする。

第8条 (社用性の認定)

トヨタファイナンスは、カード利用者によるETCカードの利用が社用経費の支払を目的とするか否かについての判断は行わないものとし、ETCカードの利用分全額をコーポレート会員に請求する。

第9条 (支払の期日および方法)

- コーポレート会員のETCカード利用代金および手数料等のトヨタファイナンスに対する債務は、表記に定める期日および方法により支払うものとする。なお、振込みによる支払を選択した場合の振込手数料は、コーポレート会員の負担とする。
- トヨタファイナンスは、コーポレート会員と特に合意した場合または法令により必要な場合を除き、領収書の発行は行わない。

第10条 (協力義務)

コーポレート会員は、トヨタファイナンスにおいてETCカードを回収する必要があるときは、トヨタファイナンスにおけるETCカードの回収にできる限り協力する。

第11条 (機密保持)

トヨタファイナンスとコーポレート会員は、本規約により知り得た相手方の機密事項について、本契約の有効期間中はもとより本契約の解除または期間満了による終了後においても、相手方の同意を得ないで第三者に開示しないものとする。

第12条 (知的財産権)

- トヨタファイナンスとコーポレート会員は、本契約期間中、本契約の履行に必要な範囲内で、トヨタファイナンスまたはコーポレート会員が保有し、あるいは使用許諾権を有する商標、標章、意匠等(以下「商標等」という)を、トヨタファイナンスまたはコーポレート会員が別途定める基準に従い使用することができるものとする。使用許諾条件については、トヨタファイナンスとコーポレート会員との間で別途協議の上定めるものとする。
- トヨタファイナンスとコーポレート会員は、本契約期間中、本契約の履行に必要な範囲内で、トヨタファイナンスまたはコーポレート会員が所有し、あるいは実施許諾権を有する発明考案(出願中および権利化された発明考案をいう)について、相互に実施を許諾することができる。実施許諾の条件については、トヨタファイナンスとコーポレート会員との間で別途協議のうえ定めるものとする。

第13条 (権利義務の譲渡禁止)

トヨタファイナンスとコーポレート会員は、予め相手方の書面による承諾がある場合を除き、本規約により生じる権利義務もしくは責任の全部または一部を第三者に譲渡・質入れもしくは担保提供することはできないものとする。

第14条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から5年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、トヨタファイナンスとコーポレート会員のいずれからも書面による別段の意思表示のない場合は、本契約の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第15条 (協議事項)

- 本規約の内容に疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項でトヨタファイナンスとコーポレート会員との間に紛議が生じた場合は、その都度当事者間で誠意をもって協議し、これを解決する。
- トヨタファイナンスは、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のETCカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

ETCコーポレートカード申込規約

第16条 (確約事項)

1. コーポレート会員は、自ら(コーポレート会員の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員(暴力団の構成員)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの積極的な協力もしくは関与していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑥ その他前各号に準ずる関係を有すること
2. コーポレート会員は、自ら(コーポレート会員の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
3. コーポレート会員(コーポレート会員の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)が、第1項に定める暴力団員等もしくは同項各号のいずれかに該当し、第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断した場合、当社は資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
4. コーポレート会員(コーポレート会員の役員、経営に実質的に関与している者およびカード利用者を含む)が、第1項に定める暴力団員等もしくは同項各号のいずれかに該当し、第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、コーポレート会員は本規約に基づく債務(カード利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
5. コーポレート会員が第1項または第2項に定める規定に違反している場合は、当社は直ちに本規約を将来に向かって解除できること、または本規約の効力を保留することができるものとします。
6. コーポレート会員は、第1項または第2項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

以上